

【Q5】 損害賠償の範囲を規定する場合に、「attorney's fee を含む」とすることがありますが、どのような意味があるのでしょうか。

【A5】 ここで attorney's fee といっているのは弁護士費用のことで、単に counsel's fee とすることもあります。

たとえば契約違反による被害者が加害者である契約の相手方に対して損害賠償の請求をします。損害賠償の範囲は、民法でいえば 416 条の「相当因果関係」の範囲内に限られますが、そのなかに弁護士費用を含ませることができるかということ、裁判例では含めないことを原則とします。例外的に含めることがあるのは、不法行為による損害賠償の請求で、弁護士によらなければ被害の回復がむずかしいような場合においてのみです。

アメリカ合衆国も日本と同じように、損害賠償を命じる判決中に弁護士費用の賠償を原則として含めません。これに対し、原則として弁護士費用を含めて判決を下すのがイギリスの裁判所でこれを「イングリッシュ・ルール」といったりします。被害者救済という観点からは、弁護士費用を含めたほうがよいといえます。そのため、訴訟が数多く提起され、「訴訟社会」アメリカでは、PL 訴訟のような不法行為訴訟においてすら、敗訴者が訴訟費用の金額を支払うイングリッシュ・ルールを制限することが提案されたりします。1991 年 8 月、当時のクェール副大統領は、米法曹協会(ABA)の全国大会で講演し、同国における訴訟の増加に歯止めをかけるための 50 項目からなる「民事裁判制度改革案」を提唱しました。そのなかには、公判前ディスカバリー (Pre-trial Discovery) 要求の制限、懲罰賠償額の上限設定などと並んでイングリッシュ・ルールの制限が入っていたものです。

わが国でも民事訴訟法が 70 年ぶりに大改正され、1998 年の 1 月 1 日から施行になりました。改正内容には、アメリカのディスカバリー手続きの一環をなす質問書制度 (interrogatory) を参考にしたと思われる当事者照会制度 (新民訴法 163 条) が含まれていて興味深いのですが、今回の改正では「費用」面にまで手が回らず、“積み残し” となっております。

というのも、わが国の民事訴訟には時間と費用がかかりすぎるとの指摘が従来から多くみられました。時間がかかりすぎる点については、今回の改正で「争点整理手続の整備」をし、またアメリカ流の集中審理方式に一步近づけるなどして、スピーディな審理をある程度実現しましたが、提訴費用 (手数料。印紙で納めます) などについては同時に改正することにはなりません。法制審議会の民訴法部会の審議を引き継ぎ 1995 年 12 月に発足した民訴費用制度等研究会が、現行提訴手数料等の見直し、弁護士の費用の訴訟費用化などについて調査、検討を行い、その後発足した司法制度改革推進本部によって弁護士費用の訴訟費用化および敗訴者負担制度を盛り込んだ法案が 2004 年に国会に提出されましたが廃案となり、現在に至っています。

契約条項例としては、“The prevailing party in the lawsuit is entitled to the attorney's fee.” のように書かれていることがあります。この場合の pre-vailing は裁判に勝った、す

なわち勝訴したとの意味で「勝訴当事者は弁護士費用を(敗訴当事者から)受けることができる」こととなります。

アメリカではとくに時間ベースで報酬を取り決めますと、弁護士の報酬額が訴訟の目的額を超えてしまうこともまれではありません。加えて、いわゆるイングリッシュ・ルールはアメリカや日本では、一般にとられていませんので、こうした条項をおくメリットがあるとされます。敗訴当事者になりうる側にとってはリスクが大きくなりかねませんので、attorney's fee の前に reasonable 「相当な」を入れるよう要求し交渉することもよく行われます。合理的な“歯止め”をねらったことです。

弁護士費用に関する法律英語

contingent fee 「成功報酬」

hourly fee 「時間ベースの報酬」

initial retainer fee 「着手金」

(弁護士 長谷川俊明)